

日本労働年鑑 第55集 1985年版
The Labour Year Book of Japan 1985

第二部 労働運動

XII 公害反対闘争

4 有害廃棄物処理闘争

2・4・5T廃棄問題

発がん性や催奇形性の確認されているダイオキシンをふくむ2・4・5T系除草剤は、強い毒性が問題となったため、一九七一年四月、林野庁ではその使用を中止し、各営林署にたいし廃棄処分を指示した。ところが、その処分がずさんであったため、愛媛県津島町の国有林に埋められた同除草剤が土中流出していた事実が明るみに出され、これを端緒に、九州から北海道にいたる二九営林署でも、ずさんな廃棄がなされていたことが一九八四年五月にいたってあらためて問題となった。林野庁の廃棄処分についての通達は、「水源などから離れた場所を選び、一カ所に三〇〇キログラムの範囲で、一〇倍程度の土壌とよく混和しコンクリート塊にして埋め込む」という内容であったが、実際におこなわれた処分は、大量廃棄をしたり、土壌と混ぜないで粒剤を袋のまま埋めこんだりしたものであったため、薬剤そのものが流出してしまったもので、環境を汚染していることが危惧された。

全林野は、この廃棄処分問題を取りあげ、一九八四年五月一六日、林野庁にたいし、(1)全国規模の追跡調査を実施すること、(2)薬剤全体について安全性をチェックする間散布を中止すること、(3)通達どおりに処分されなかった箇所については再処理をふくめた安全処置をとること、(4)散布従事職員などの健康診断を実施すること、などの要求をおこなうとともに、林業用薬剤問題について安全性が積極的に証明されない薬剤散布には基本的に反対の姿勢を明らかにしたうえ、すでに使用禁止・回収処分のなされているニップ剤、PCBをふくむノンカーボン用紙の保管状況等についても点検するよう申し入れた。

また、中央林政共闘は、総評、全水道、労農会議代表もふくめて、同一六日、林野庁交渉をもち、(1)全国調査と各級林政共闘への説明、(2)健康障害・環境破壊があれば国の責任負担、(3)埋設箇所周辺の土壌・水質検査、住民の健康管理と二次災害防止、(4)EDB・MOの安全性の見直しと使用中止、その他薬剤の慢性毒性の検査などを申し入れた。

さらに、ずさんな廃棄処分をしていたことが明らかとなった高知営林局のある高知市においても、高知県評や自然保護連合会など一九団体が、同一六日「高知営林局によるダイオキシン含有除草剤不法廃棄に抗議し住民の安全確保の処置を求める県民会議」を結成し、高知営林局と高知県にたいして、一日も早く不法廃棄の実態を明らかにさせてその影響を調査し、県民の健康確保の処置をとるよう申し入れた。

林野庁は、同二五日、実態調査結果と今後の対処方針を発表したが、それによると、埋立処分一〇営林局・五三営林署のうち、通達どおりに実施しなかったのは五営林局・一八営林署にのぼり、さらに現在なお一三営林署で2・4・5Tを放置していたことを明らかにした。また、対処方針としては、(1)通達と異なる処分をした乳剤については、発掘するとともに、その周辺の水質・土壌調査をおこな

う、(2)粒剤については、埋立周辺の水質・土壌調査をおこなう、(3)発掘した乳剤、未処理剤は、嚴重に保管し、関係省庁と打合せのうえ対処する、(4)散布作業従事者の健康診断をおこなう、というものであった。

全林野は、このあと、薬剤散布問題について、つぎの方針をもって臨むことを決めた。

- (1) 全使用薬剤の安全性追求と散布あと地の点検に取り組む。
 - (2) 強行散布には、地域住民闘争を組織し、その中核となつてたたかう。
 - (3) 散布縮小・削減にとどまる場合は、万全の安全対策を要求してたたかう。
- (4) 本部・地本段階に、学者・研究者等による薬剤の分析・調査組織を設ける。

使用済み乾電池回収問題

水銀、アルカリ、マンガン電池などの水銀をふくむ乾電池が使用済みになったあと、ゴミとして廃棄され、焼却・埋立て処分される過程で水銀による新たな環境汚染を引きおこすおそれがあることが明らかとなった。東京都公害研究所は、一九八三年一月、乾電池による水銀環境汚染の連続測定調査結果を発表したが、それによると、通常は清掃工場の煙突から放出された直後の排ガス一立方メートル中の水銀濃度は、〇・〇五～〇・一ミリグラムだったものが、ボタン型水銀電池一個を投入した瞬間、一・五ミリグラムと通常の一五～三〇倍になった。人体に有害なことがはっきりしている水銀が大気中に大量に放出された場合の悪影響を指摘する意見が、かねてより各方面から出されていたが、マスコミもこの問題を積極的に取り上げ、使用済み乾電池による水銀汚染と乾電池回収は大きな社会問題となった。

かねてから、自治体の廃棄物・清掃行政の拡充強化を重点とした基本政策の確立を要求してたつたかかってきた自治労は、乾電池回収問題に取り組み、乾電池、蛍光灯など水銀汚染の考えられる有害物質をふくむ適正処理困難物については、(1)分別収集を徹底すること、(2)完全回収のための処理施設を建設すること、(3)乾電池についてのデポジット方式による完全回収をはかること、の三点を基本要件としてかかげた。そして、一九八四年六月二八日、清掃部会を中心に厚生省交渉をもつた際に乾電池問題を取り上げ、右三点につき厚生省の見解をただしたところ、厚生省は、(1)分別収集と、(2)完全回収のための施設建設については基本的には対応していきたい、(3)デポジット制の導入は現在のところ考えていないと回答した。

日本労働年鑑 第55集 1985年版

発行 1984年12月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月21日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1985年版(第55集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
